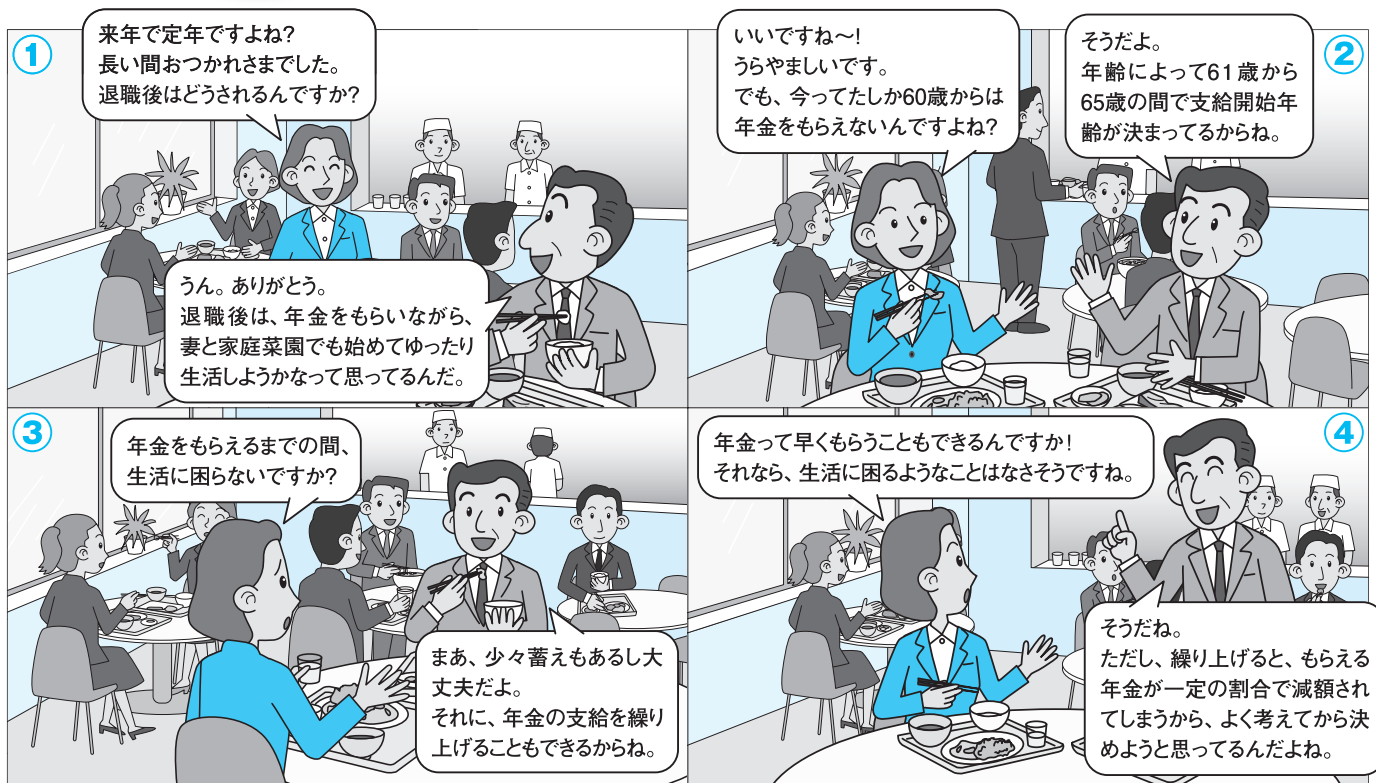




退職後に受けられる年金



退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の『老齢厚生年金』と国民年金の『老齢基礎年金』があります。

『老齢厚生年金』は、原則として、組合員期間等が25年以上で、かつ65歳以上であるときに支給されます。また『老齢基礎年金』は、保険料納付済み期間等が25年以上ある者が65歳になったときに支給されます。

また『老齢厚生年金』には、生年月日に応じた「特別支給の老齢厚生年金」があり、支給開始年齢は下記のように61歳から64歳までの間で異なっています。一般組合員の方の場合、昭和36年4月1日以前に生まれた方が対象となっており、それ以降に生まれた方は、基本的には65歳からの支給となります。

「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢

表① 一般組合員の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和29年10月2日 ^{※1} ～ 昭和30年4月1日生まれ	61歳
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日生まれ	62歳
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日生まれ	63歳
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれ	64歳

表② 特定消防組合員^{※2}の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれ	61歳
昭和36年4月2日～ 昭和38年4月1日生まれ	62歳
昭和38年4月2日～ 昭和40年4月1日生まれ	63歳
昭和40年4月2日～ 昭和42年4月1日生まれ	64歳

※1 昭和29年10月1日以前に生まれた方の場合、「特例による退職共済年金」が支給されています。

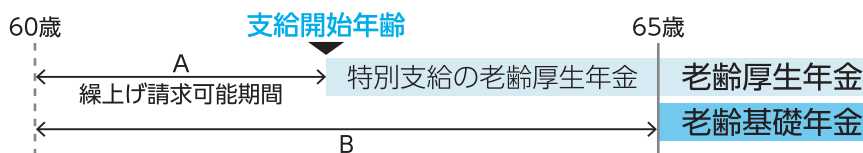
※2 特定消防組合員は、消防司令以下の消防職員であった方をいいます。

『老齢厚生年金』及び『老齢基礎年金』の繰上げ支給について

支給開始年齢よりも前に年金を受給したい場合は、60歳以降に繰上げ請求を行うことにより減額された繰上げ支給の老齢厚生年金を受給することができます。また、この繰上げ請求については、国民年金から支給される『老齢基礎年金』の全部繰上げ請求と同時に行う必要があります。

昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれ（支給開始年齢が61～64歳の方）

60歳から支給開始年齢になるまでに、『特別支給の老齢厚生年金』と『老齢基礎年金』を一体的に繰上げて受給することができます。



繰上げ支給される年金額の計算方法

老齢厚生年金の額 = 老齢厚生年金の額 × (1 - 0.5% × A月)

老齢基礎年金の額 = 老齢基礎年金の額 × (1 - 0.5% × B月)

※Aは、請求月の属する月から支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数
 ※Bは、請求月の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数

昭和36年4月2日以降生まれ（支給開始年齢が65歳の方）

60歳から65歳になるまでに、『老齢厚生年金』と『老齢基礎年金』を一体的に繰上げて受給することができます。



繰上げ支給される年金額の計算方法

老齢厚生年金の額 = 老齢厚生年金の額 × (1 - 0.5% × A月)

老齢基礎年金の額 = 老齢基礎年金の額 × (1 - 0.5% × A月)

※Aは、請求月の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数

注意 繰上げ請求の注意点

- 一度請求すると、変更することはできません。また、生涯減額されたままの年金額となります。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害厚生（基礎）年金や寡婦年金は受けられません。

きになるワンポイント



支給開始年齢よりも後に年金をもらうようにすることはできるの？

65歳以降の『老齢厚生年金』について、受給権発生後1年を経過する前に請求を行わなかった場合には、繰下げて受給することができます。

この場合、『老齢厚生年金』の支給額は、繰下げ期間に応じて一定の割合の額が加算されます。